

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2022年1月14日

【発行者の名称】

ウェルビンググループ株式会社
(Wellbin Group Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 玉置 義議

【本店の所在の場所】

埼玉県所沢市坂之下1-7番地1号

【電話番号】

(04)2951-6233 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役副社長 板倉 公洋

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2022年2月17日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

ウェルビンググループ株式会社

<https://www.wellbingroup.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3-4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融

商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期(中間)
決算年月又は会計期間		2020年5月	2020年12月	自2021年1月1日 至2021年6月30日
売上高	(千円)	—	4,986,786	4,754,237
経常利益	(千円)	—	212,316	341,569
親会社株主に帰属する当期(中間)純利益	(千円)	—	141,006	227,110
包括利益又は中間包括利益	(千円)	—	141,675	224,059
純資産額	(千円)	—	902,831	1,126,890
総資産額	(千円)	—	4,620,904	4,732,747
1株当たり純資産額	(円)	—	446.95	557.87
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益	(円)	—	69.81	112.43
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	19.5	23.8
自己資本利益率	(%)	—	16.9	22.4
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	166,999	383,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△94,029	△50,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	183,179	△33,220
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高	(千円)	—	1,333,607	1,632,771
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	— (—)	235 (51)	240 (43)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

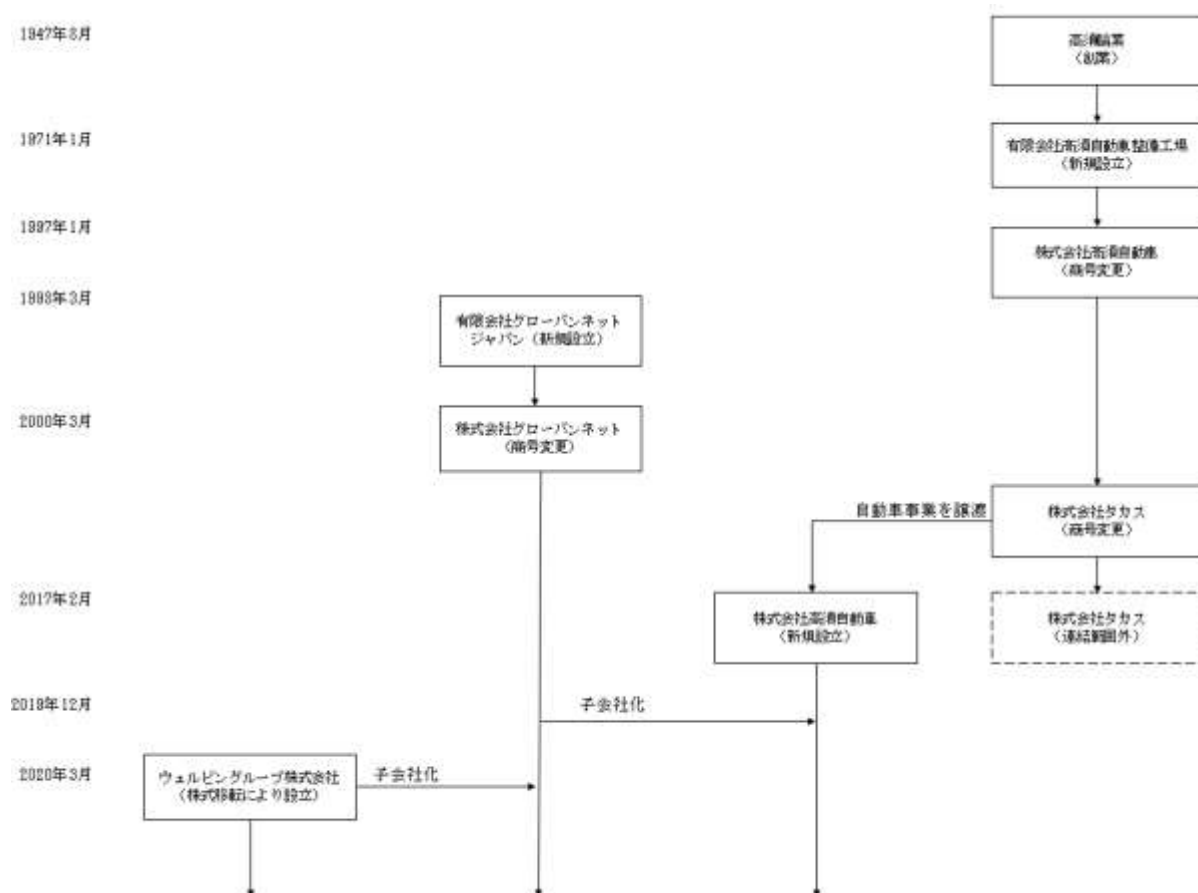
2 【沿革】

当社グループは、1998年2月に創業し、同年3月に現在のウェルビングループ株式会社の前身である有限会社グローバンネットジャパンを設立し中古車売買を始めました。2019年12月に株式会社高須自動車株式会社を完全子会社化し、その後2020年3月に株式移転によりウェルビングループ株式会社を設立しております。

設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
1998年2月	当社代表取締役社長である玉置義議が、埼玉県所沢市にて自動車販売事業を創業
1998年3月	資本金300万円にて有限会社グローバンネットジャパンを設立し、同事業を開始
2000年3月	資本金を1,000万円に増資し、株式会社グローバンネットに商号変更
2000年11月	全国ネットの中古車チェーンTAXに加盟し、TAX所沢1BOX店をオープン
2002年12月	所沢店の店舗面積を2倍に拡大し、TAX所沢店軽専門店をオープン
2006年9月	茨城県つくば市にTAXつくば軽&1BOX店をオープン
2009年6月	所沢店リニューアル、軽未使用車・新車専門店在庫台数200台へ
2012年5月	所沢店に大型車検場オープンし、自動車整備事業を開始
2013年5月	車検の速太郎所沢新座店オープン
2015年5月	TAX改め、自社ブランドPa!Cars所沢新座店、つくば店リニューアルオープン
2016年7月	Pa!Cars狭山ヶ丘・車検の速太郎狭山ヶ丘店オープン
2019年12月	株式会社タカスより、株式会社高須自動車の全株式を取得し、完全子会社化
2020年3月	株式移転により、持株会社としての当社設立

(注) 当社の沿革を、グループ会社を含めて図示しますと以下のようになります。



3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車）、非連結子会社2社（リアル・バリュー株式会社、WELLBIN INC.）の計5社で構成されており、主に軽自動車の販売から、整備、車検、保険、钣金修理に至るアフターサービスまで、お客様の快適なカーライフを取り巻くサービスをワンストップで提供できる体制を実現しております。

事業内容、当該事業に係る位置づけ及び事業の系統図は以下のとおりであります。なお、当社グループは自動車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントとしております。

① 自動車販売事業

当事業は、主に軽自動車を取扱い、新車・未使用車・中古車の販売を行っております。軽自動車に特化することで、実用車を好む地域ニーズに対応しております。株式会社グローバンネットでは、埼玉西エリアを中心に自社ブランド『Pa!Cars』の店舗を展開し、株式会社高須自動車では、埼玉中央・東エリアを中心に加盟ブランド『TAX』の店舗を展開しております。『Pa!Cars』では、所沢新座店、つくば店、狭山ヶ丘店、39.8店（中古車専門店）、『TAX』では、大宮店、岩槻店、北越谷店、与野店で営業しております。標準査定額を元に値付けするのではなく、今お客様が求めるクルマ、求めやすい価格を多角的なデータにより解析しニーズに適した価格で提供しております。また、当社グループの強みとして、多岐にわたるメーカーから仕入れることで、よりお客様の希望に沿った商品を届けられる体制を整えるとともに、在庫切れリスクを避けて安定的な事業展開を可能としております。これらのサービスを店頭や面談時に高いホスピタリティをもって提供しております。

(株式会社グローバンネットPa!Cars狭山ヶ丘店)



② 自動車整備事業

当事業は、主に自動車の車検、整備及び钣金修理を行っております。購入後のオイル交換や修理等を承ることで顧客満足度を高め、将来的なビジネスチャンスの拡大を図っております。株式会社グローバンネットでは、埼玉西エリアを中心に加盟ブランド『車検の速太郎』の店舗を展開しており、株式会社高須自動車では、埼玉中央・東エリアを中心に加盟ブランド『ホリデー車検』の店舗を展開しております。立合い車検によって、安さ、品質に、最短45分での車検完了という速さを加えることで、車検・整備事業を変革し新しいビジネスへ発展させてきました。毎年1,000台ずつ車検台数を積み上げるという成長を実現しております。

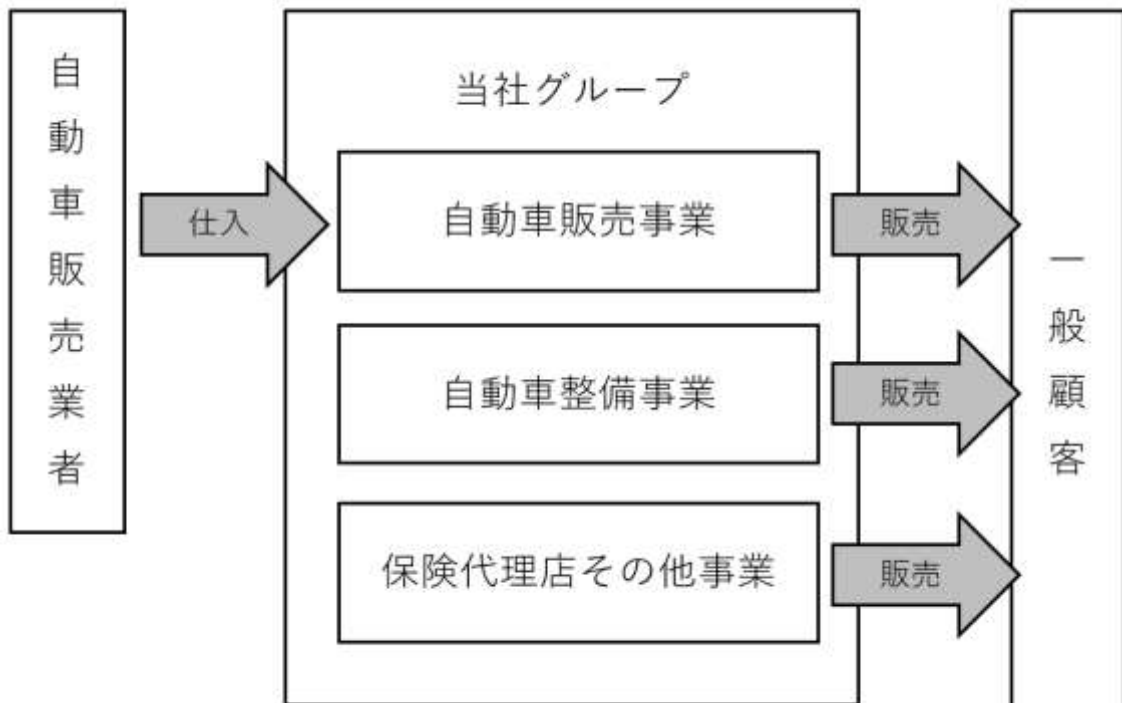
(株式会社高須自動車での整備の様子)



③ 保険代理店その他事業

当事業は、主に損害保険会社の代理店として、自動車販売時の自動車保険の新規獲得、その後の保険満期継続の獲得を行っております。自動車保険は顧客とのつながりを深く持つ重要なツールであるため、定期的に損害保険会社を交えた社内教育を実施することで顧客満足度を高め、それによって保険継続率を向上させ、将来的なビジネスチャンスの拡大を図っております。その他、株式会社高須自動車にてガソリンスタンド、株式会社グローバンネットにて飲食店などを運営しております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社グローバンネット (注) 2、3	埼玉県所沢市	13,000	自動車及び中古自 動車の販売、整備	100.0	役員の兼任
株式会社高須自動車 (注) 2、3	埼玉県さいた ま市見沼区	20,000	自動車及び中古自 動車の販売、整備	100.0	役員の兼任

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 株式会社グローバンネット及び株式会社高須自動車は、特定子会社に該当しております。
3. 株式会社グローバンネット及び株式会社高須自動車は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えているため、同社の2021年1月1日から6月30日までににおける主要な損益情報等を下記いたします。

	株式会社グローバンネット	株式会社高須自動車
① 売上高	2,679,669 千円	1,894,230 千円
② 経常利益	181,977 千円	180,772 千円
③ 当期純利益	95,830 千円	113,130 千円
④ 純資産額	637,327 千円	1,414,649 千円
⑤ 総資産額	2,722,501 千円	2,143,422 千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数 (人)
240 (47)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員のみ）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

当社は純粋持株会社で従業員はいないため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、2020年3月に株式移転により設立されております。また、第2期連結会計年度において、当社及び連結子会社の決算期を変更しており、業績については、当社及び連結子会社の2020年6月1日から2020年12月31日までの数値をもとに作成しております。そのため、前連結会計年度との対比は行っておりません。

(1) 業績

第2期連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあり、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されます。ただし、国内外の感染症の動向や世界金融資本市場の変動等の影響等について留意する必要があります。

このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2020年7月から2020年12月までの国内軽自動車登録台数は703,539台（前年同期比102.0%）と前年と同水準の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

このような状況のなか、『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに基づき、当社グループの売上高は4,986,786千円、売上総利益1,151,418千円、販売費及び一般管理費888,370千円、営業利益263,047千円、経常利益212,316千円、親会社株主に帰属する当期純利益141,006千円となりました。

第3期中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあり、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されます。ただし、国内外の感染症の動向や世界金融資本市場の変動等の影響等について留意する必要があります。

このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2021年1月から2021年6月までの国内軽自動車登録台数は732,060台（前年同期比116.7%）と前年から回復基調の結果となりました。ただし、前々年比では、下回っており、力強い回復基調とは言えない状況となっております。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

このような状況のなか、『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに基づき、感染予防の徹底によるお客様との対面商談以外に、Web商談・SNS等の販促を強化する事により、従来型の来店によるお客様との商談に頼らない営業活動に注力して参りました。その結果、当中間連結会計期間における売上高は4,754,237千円、売上総利益998,299千円、販売費及び一般管理費654,240千円、営業利益は344,058千円、経常利益は341,569千円、親会社株主に帰属する中間純利益は227,110千円となりました。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第2期連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は 1,333,607 千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、166,999 千円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上 204,839 千円、たな卸資産の増加額 177,030 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、94,029 千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 245,762 千円、有形固定資産の売却による収入 97,620 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、183,179 千円の収入となりました。これは主に、短期借入金の純減少額 550,000 千円、長期借入れによる収入 1,100,000 千円、長期借入金の返済による支出 340,102 千円によるものです。

第3期中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は 1,632,771 千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、383,073 千円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上 341,569 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、50,690 千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、33,220 千円の支出となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えてを事業部門別に記載しております。

第2期連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)
自動車販売事業 (千円)	3,511,705
自動車整備事業 (千円)	1,133,595
保険代理店その他事業 (千円)	341,486
合計 (千円)	4,986,786

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

第3期中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
自動車販売事業 (千円)	3,266,727
自動車整備事業 (千円)	1,195,470
保険代理店その他事業 (千円)	292,039
合計 (千円)	4,754,237

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに掲げ、また、『「社会に価値を提供している」という事実に基づいた経営の実践、それによって人間力の向上、人生の幸せを追い求める』ことを経営理念としております。

自動車の販売から、整備、車検、保険、钣金修理に至るアフターサービスまで、お客様の快適なカーライフを取り巻くサービスをワンストップで提供できる体制を実現しております。

(2) 対処すべき課題等

① 経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模拡大の基礎となる経営管理体制及びコーポレート・ガバナンスを強化し、事業運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示やIR活動に取り組むことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

② 人材確保と育成

経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、社内コミュニケーション活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図るとともに、経営感覚を持つ人材の育成を強化します。また、事業の拡大に伴い、新規の採用活動についても積極的に取り組んでまいります。

③ 商品環境の変化への対応

消費者の嗜好の変化や燃料価格の急激な変動により消費者が買い替えを控える等、消費行動が大きく変化した場合には業績に影響が及ぶ可能性があることを認識しております。また、電動車及び電気自動車（EV）の普及など、流通する商品自体が大きく変化した場合に向けて、当社グループのサービスも変化させていけるような体制を整えてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性がある事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 新規出店計画について

当社グループは、今後継続的に新規店舗を出店する方針であります。適切な物件が見つからない場合、計画的に出店できない可能性があります。また、出店に必要な人材獲得ができない場合や、新規出店に必要な資金の一部を金融機関から調達できない場合には出店が遅延する可能性があります。このような場合には当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保、育成について

当社グループは、顧客の立場に立ったサービスを心掛けることを大事にしておりますが、そのためには優秀な人材を獲得し、継続的に教育していく必要があります。しかしながら、人材採用において売り手市場が続く、人材獲得が計画どおりに進まなかった場合には、サービス力の低下や人件費が上昇するなど当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 消費者の嗜好の変化について

当社グループが扱う自動車販売事業は、消費者の消費嗜好や生活スタイルに大きな影響を受けます。当社グループでは消費者のニーズに的確に対応できるよう専門性の高い店舗の運営を行っておりますが、燃料価格の高騰や電動車及び電気自動車（EV）の普及等により消費者が嗜好する車種が変化した場合、あるいは生活スタイルの急速な変化により自動車そのものに対するニーズに低迷が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 仕入先について

当社グループは、販売する自動車の獲得方法として多様な仕入先を利用することで、在庫不足による販売機会の喪失リスクの低減を図っております。半導体不足による供給減の中でも、年間販売計画に則り前倒して発注を進めることで、顧客希望納期に合わせた引き渡しができる点が当社グループの強みでもあります。しかしながら、複数の供給ルートが同時に停止し、顧客の需要に応じた販売ができない場合には、計画している売上高を達成できない等、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 有利子負債の依存について

当社グループは、多店舗展開による事業拡大を図っており、新規出店に際しては、金融機関からの借入れを行っております。そのため、有利子負債の残高は年々増加しており、有利子負債依存度も高い水準にあります。当社グループでは、借入れに際し、取締役会で十分な協議及び検討を重ねて決議することとしておりますが、今後金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、支払利息の増加等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である玉置義議は当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定において重要な役割を果たしております。当社グループはノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合には当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当連結会計年度現在において、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(8) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、顧客からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報について

当社グループは、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害等について

当社グループは、埼玉県エリアに店舗展開しており、当該エリアにおいて大雪や台風、地震等、天候・天災による被害が発生した場合、一部又は全ての店舗で営業活動を行えなくなる可能性があります。また、被害が一部の店舗に限定された場合でも、当該店舗の営業不可能な状態が長期に及んだ際には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、店頭での接客対応を含む事業を営んでおります。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大及びこれに対する政府等の要請により、一時的には店舗への来客数に影響を及ぼしました。新型コロナウイルス感染症の収束時期や将来的な影響は依然として不透明であり、影響範囲は予測しがたいものの、顧客が来店を自粛した場合や、社内で感染者が出た場合には、サービス提供の機会を逸失した結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 法的規制等について

当社グループの事業は、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の適用を受けております。当社グループでは、これら法規制を遵守すべく、社内規程等を整備しており、現在のところ取消事由は発生しておりません。しかしながら、法改正等により新たな取消事由に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの業務運営に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年2月28日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとして乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に

割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第2期連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、2,899,233千円となりました。これは主として、借入金による資金調達等により現金及び預金が1,333,607千円となったことや、年始売りに向けて在庫を仕入れたことにより商品が1,115,181千円となったこと等によるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、1,721,670千円となりました。これは主として、有形固定資産の減価償却や新たな設備投資や土地取得により有形固定資産が1,337,809千円となったこと等によるものであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、1,327,548千円となりました。これは主として、返済により短期借入金の残高がなくなったこと等によるものであります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は、2,390,524千円となりました。これは主として、新規借入れによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、902,831千円となりました。これは主として、当期純利益141,006千円を計上したことによるものであります。

第3期中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ79,107千円増加（2.7%増）し2,978,341千円となりました。これは主として、営業活動の結果として現金及び預金が299,163千円増加したこと、季節変動により前渡金が99,569千円減少したことなどによるものです。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ32,736千円増加（1.9%増）し1,754,406千円となりました。これは主として、賞与引当金増加による繰延税金資産の増加22,568千円などによるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 37,611 千円増加(2.8%増)し 1,365,160 千円となりました。これは主として、季節変動による買掛金の減少 71,936 千円、短期借入金が増加 115,562 千円、業績好調による未払法人税等の増加 104,430 千円などによるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 149,827 千円減少 (6.3%減)し 2,240,697 千円となりました。これは、主に長期借入金の約定返済による減少です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 224,059 千円増加 (24.8%増)し 1,126,890 千円となりました。これは主として、中間純利益 227,110 千円の計上などによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日(2022年2月17日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(7) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しておりません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

(国内子会社)

2021年12月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他		合計
株式会社グ ローバンネ ット	埼玉県 所沢市	本社、店 舗、整備 工場	69,056	24,476	131	—	5,568	99,233	45
株式会社高 須自動車	埼玉県 さいたま 市見沼区	本社、店 舗、整備 工場	134,779	5,839	3,195	437,262	4,086	585,163	58

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

(国内子会社)

2021年12月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社グロ ーバンネット	埼玉県 川越市	店舗、整 備工場	760,000	537,281	自己資金及 び借入金	2021年8月	2022年6月	10%増加

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度現在発行数(株) (2020年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年1月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,980,000	20,200	2,020,000	非上場	単元株式数 100株
計	8,000,000	5,980,000	20,200	2,020,000		—

- (注) 1. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は1,999,800株増加し、2,020,000株となっております。
2. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,920,000株増加し、8,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年3月16日 (注) 1.	20,200	20,200	30,000	30,000	—	—
2021年12月1日 (注) 2.	1,999,800	2,020,000	—	30,000	—	—

- (注) 1. 2020年3月16日に株式移転により設立しております。
2. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は1,999,800株増加し、2,020,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	5	5	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	20,200	20,200	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,020,000	20,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,020,000	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、経営環境や業績の状況、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

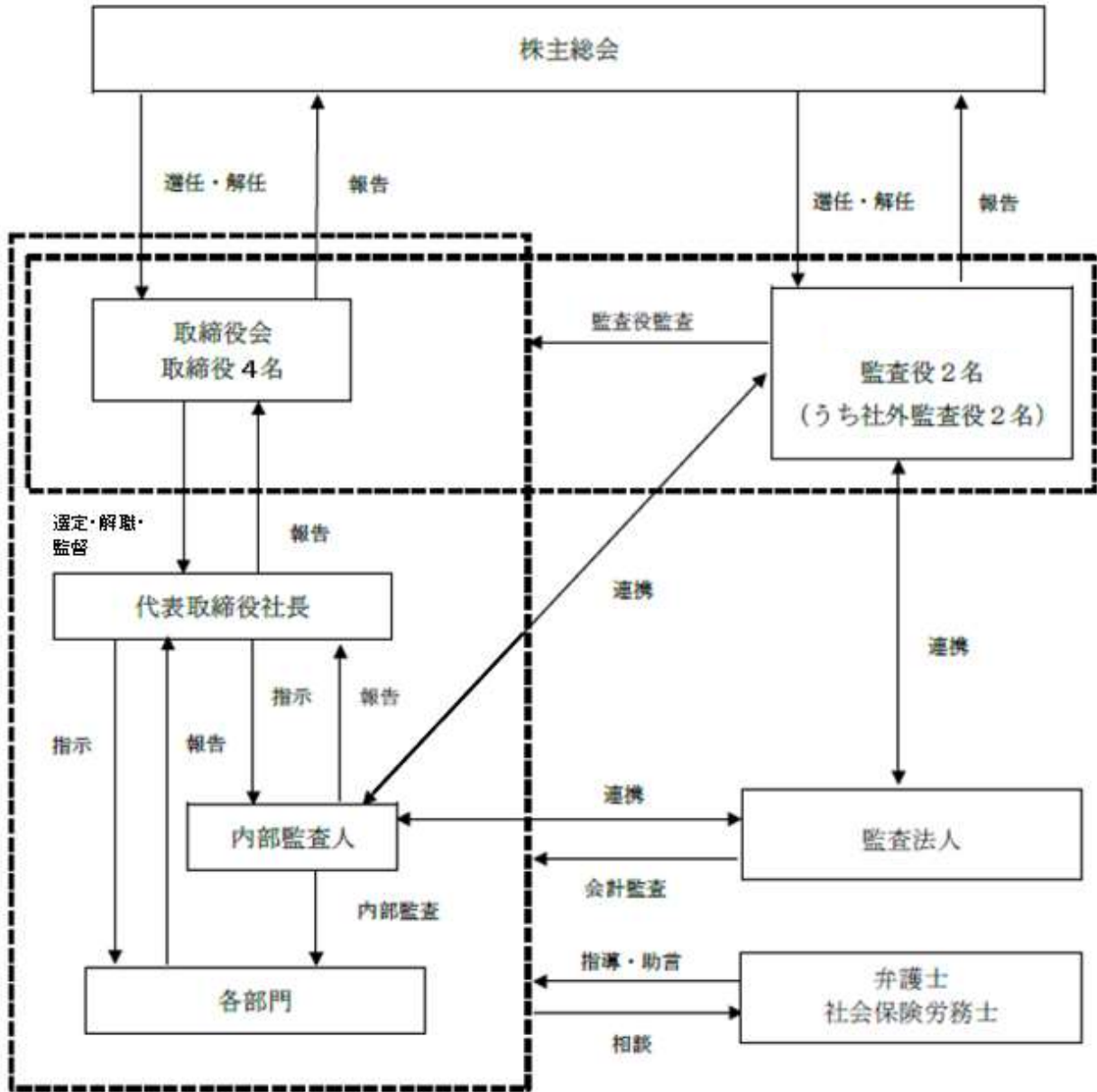
男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 16.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	玉置 義議	1969年8月27日生	1992年4月 野村証券株式会社 入社 1996年5月 株式会社タックス本部 入社 1998年3月 有限会社グローバンネットジャパン設立 (現：株式会社グローバンネット) 代表取締役就任 (現任) 2020年3月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	1,730,000
取締役	会長	高須 俊久	1949年11月30日生	1968年9月 有限会社高須自動車 入社 1975年8月 有限会社高須自動車取締役就任 1997年8月 株式会社高須自動車代表取締役就任 2020年3月 当社取締役会長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	100,000
取締役	副社長	板倉 公洋	1969年5月16日生	1993年4月 東海東京証券株式会社 入社 1997年3月 コナミデジタルエンタテインメント株式会社 入社 2009年9月 レアル・バリュー株式会社代表取締役就任 (現任) 2018年8月 株式会社グローバンネット取締役就任 (現任) 2020年3月 当社取締役副社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	120,000
取締役		原 敏昭	1965年4月4日生	1984年4月 スズキ自工株式会社 入社 1991年4月 株式会社高須自動車 入社 2001年8月 株式会社高須自動車取締役就任 2018年8月 株式会社高須自動車代表取締役就任 (現任) 2020年3月 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	50,000
監査役		覚正 京子	1977年7月20日生	2000年8月 藤原克美司法書士事務所 入所 2015年5月 司法書士法人人形町法務事務所設立 代表 (現任) 2020年3月 当社監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
監査役		中井 直樹	1987年1月9日生	2014年2月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2020年10月 中井直樹公認会計士事務所開業 代表 (現任) 2021年4月 当社監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							2,000,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時から2022年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2020年12月期における役員報酬の総額は41,900千円を支給しております。
4. 覚正京子氏及び中井直樹氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2020年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他1名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担することで特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、経営管理部が主管部署として業務を監査しております。また、経営管理部の監査は代表取締役及び業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外役員の状況

当社は社外監査役2名を選任しております。社外監査役は経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役覚正京子氏及び中井直樹氏は、当社グループとの間には人的関係、資本的關係又は取引関係そ

の他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的・中立的な視点から経営監視機能が十分に発揮されるように取引関係等を考慮した上で選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	41,400	41,400	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	500	500	—	—	1

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。な

お、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	5,600	—
連結子会社	—	—
計	5,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2020年6月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

4 決算期変更について

2020年8月31日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を5月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、当連結会計年度は、2020年6月1日から2020年12月31日までの7カ月となっております。

また、当社は前連結会計年度の連結財務諸表及び前中間連結会計期間の中間連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の記載はしていません。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2020年12月31日)	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2	1,333,607
売掛金		84,275
商品		1,115,181
原材料及び貯蔵品		19,805
前渡金		177,443
その他		169,847
貸倒引当金		△928
流動資産合計		2,899,233
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1、※2	427,281
機械装置及び運搬具（純額）	※1	77,015
工具、器具及び備品（純額）	※1	11,897
土地	※2	821,615
有形固定資産合計		1,337,809
無形固定資産		
ソフトウェア		10,480
その他		657
無形固定資産合計		11,137
投資その他の資産		
投資有価証券		13,220
関係会社株式	※3	43,042
出資金		44,125
差入保証金		76,892
保険積立金		122,117
繰延税金資産		5,740
その他		67,583
投資その他の資産合計		372,722
固定資産合計		1,721,670
資産合計		4,620,904

(単位：千円)

当連結会計年度
(2020年12月31日)

負債の部

流動負債

買掛金		196,830
1年内返済予定の長期借入金	※2、※4	277,724
未払金		187,278
未払費用		64,515
未払法人税等		43,121
未払消費税等		66,717
前受金		349,296
賞与引当金		12,412
その他		129,651

流動負債合計 1,327,548

固定負債

長期借入金	※2、※4	2,379,982
繰延税金負債		10,542

固定負債合計 2,390,524

負債合計

3,718,073

純資産の部

株主資本

資本金		30,000
資本剰余金		399,088
利益剰余金		475,411

株主資本合計 904,500

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金		△1,668
--------------	--	--------

その他の包括利益累計額合計 △1,668

純資産合計

902,831

負債純資産合計

4,620,904

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2	1,632,771
売掛金		89,069
商品		1,039,001
原材料及び貯蔵品		20,820
前渡金		77,873
その他		119,665
貸倒引当金		△861
流動資産合計		2,978,341
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1、※2	411,699
機械装置及び運搬具（純額）	※1	81,452
工具、器具及び備品（純額）	※1	9,846
土地	※2	821,615
有形固定資産合計		1,324,613
無形固定資産		
ソフトウェア		9,097
その他		615
無形固定資産合計		9,712
投資その他の資産		
投資有価証券		29,761
関係会社株式	※3	43,042
出資金		35,369
差入保証金		78,816
保険積立金		138,815
繰延税金資産		28,309
その他		65,965
投資その他の資産合計		420,080
固定資産合計		1,754,406
資産合計		4,732,747

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2021年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金		124,894
短期借入金		115,562
1年内返済予定の長期借入金	※2、※4	268,226
未払金		60,791
未払費用		45,536
未払法人税等		147,551
未払消費税等		102,701
前受金		422,316
賞与引当金		58,662
その他		18,916

流動負債合計 1,365,160

固定負債

長期借入金 ※2、※4 2,240,697

固定負債合計 2,240,697

負債合計

3,605,857

純資産の部

株主資本

資本金 30,000

資本剰余金 399,088

利益剰余金 702,522

株主資本合計 1,131,610

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金 △4,720

その他の包括利益累計額合計 △4,720

純資産合計

1,126,890

負債純資産合計

4,732,747

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)
売上高	4,986,786
売上原価	3,835,368
売上総利益	1,151,418
販売費及び一般管理費	※1 888,370
営業利益	263,047
営業外収益	
受取利息	15
受取配当金	100
補助金収入	2,838
受取保険金	4,702
その他	4,126
営業外収益合計	11,783
営業外費用	
支払利息	8,671
匿名組合投資損失	49,740
その他	4,104
営業外費用合計	62,515
経常利益	212,316
特別損失	
投資有価証券売却損	7,476
特別損失合計	7,476
税金等調整前当期純利益	204,839
法人税、住民税及び事業税	57,767
法人税等調整額	6,065
法人税等合計	63,832
当期純利益	141,006
親会社株主に帰属する当期純利益	141,006

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)	
当期純利益	141,006	
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	668	
その他の包括利益合計	※1	668
包括利益	141,675	
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	141,675	

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間	
	(自 2021年1月1日	
	至 2021年6月30日)	
売上高		4,754,237
売上原価		3,755,937
売上総利益		998,299
販売費及び一般管理費	※1	654,240
営業利益		344,058
営業外収益		
受取利息		7
受取配当金		2,328
補助金収入		4,270
受取保険金		1,691
その他		7,352
営業外収益合計		15,651
営業外費用		
支払利息		7,350
匿名組合投資損失		9,951
その他		838
営業外費用合計		18,140
経常利益		341,569
税金等調整前中間純利益		341,569
法人税、住民税及び事業税		147,569
法人税等調整額		△33,111
法人税等合計		114,458
中間純利益		227,110
親会社株主に帰属する中間純利益		227,110

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
中間純利益	227,110
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△3,051
その他の包括利益合計	△3,051
中間包括利益	224,059
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	224,059

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の 包括利益 累計額合 計	
当期首残高	30,000	399,088	334,404	763,493	△2,337	△2,337	761,155
当期変動額							
親会社株主に帰属する当 期純利益			141,006	141,006			141,006
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					668	668	668
当期変動額合計	—	—	141,006	141,006	668	668	141,675
当期末残高	30,000	399,088	475,411	904,500	△1,668	△1,668	902,831

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の 包括利益 累計額合 計	
当期首残高	30,000	399,088	475,411	904,500	△1,668	△1,668	902,831
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中 間純利益			227,110	227,110			227,110
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）					△3,051	△3,051	△3,051
当中間期変動額合計	—	—	227,110	227,110	△3,051	△3,051	224,059
当中間期末残高	30,000	399,088	702,522	1,131,610	△4,720	△4,720	1,126,890

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	204,839
減価償却費	47,228
投資有価証券売却損	7,476
補助金収入	△2,838
受取保険金	△4,702
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△30,130
受取利息及び受取配当金	△116
支払利息	8,671
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,640
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△177,030
仕入債務の増減額 (△は減少)	40,583
未払金の増減額 (△は減少)	72,385
前受金の増減額 (△は減少)	132,667
その他	△4,896
小計	288,497
利息及び配当金の受取額	116
利息の支払額	△8,671
補助金の受取額	2,838
保険金の受取額	4,702
法人税等の支払額	△120,484
営業活動によるキャッシュ・フロー	166,999
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△40,006
定期預金の払戻による収入	145,011
有形固定資産の取得による支出	△245,762
有形固定資産の売却による収入	97,620
出資金の払込による支出	△50,464
投資有価証券の取得による支出	△31,706
投資有価証券の売却による収入	35,188
その他	△3,910
投資活動によるキャッシュ・フロー	△94,029
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△550,000
長期借入れによる収入	1,100,000
長期借入金の返済による支出	△340,102
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△26,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	183,179
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	256,149
現金及び現金同等物の期首残高	1,077,458
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,333,607

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	341,569
減価償却費	37,470
補助金収入	△4,270
受取保険金	△1,691
賞与引当金の増減額 (△は減少)	46,250
受取利息及び受取配当金	△2,336
支払利息	7,350
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,793
たな卸資産の増減額 (△は増加)	75,165
仕入債務の増減額 (△は減少)	△71,936
未払金の増減額 (△は減少)	△126,487
前受金の増減額 (△は減少)	73,019
その他	55,955
小計	425,265
利息及び配当金の受取額	2,336
利息の支払額	△7,350
補助金の受取額	4,270
保険金の受取額	1,691
法人税等の支払額	△43,139
営業活動によるキャッシュ・フロー	383,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△24,696
投資有価証券の取得による支出	△19,593
その他	△6,401
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	115,562
長期借入金の返済による支出	△148,783
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,220
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	299,163
現金及び現金同等物の期首残高	1,333,607
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,632,771

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称：株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車

(2) 主要な非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称：リアル・バリュー株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

リアル・バリュー株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は、連結決算日(当社の事業年度の末日)を5月31日としていましたが、事業運営の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしました。これに伴い、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は2020年6月1日から2020年12月31日までの7か月決算となっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物：定額法を採用しております。

機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品：定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性をはかる便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国でおこなわれてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準委員会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性をはかる取り組みがおこなわれ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国でおこなわれてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされておりあります。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準等

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は現在も継続している一方で、ワクチン普及などにより徐々に正常化に向かうことが期待されます。今後の拡大・収束状況は依然として不透明であり、経済への影響の先行き見通しが難しい状況にあります。

当社グループは、翌連結会計年度においても一定期間は事業活動への影響が継続するものの、連結会計年度末に向けて緩やかに収束するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。その結果、これらの会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性があるため、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	686,510千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (2020年12月31日)
現金及び預金	10,005千円
建物及び構築物(純額)	83,970
土地	360,887
合計	454,863

担保付債務は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	92,864千円
長期借入金	656,799
合計	749,663

※3 非連結子会社に対するものは次のとおりであります

	当連結会計年度 (2020年12月31日)
関係会社株式	43,042千円

※4 コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	当連結会計年度 (2020年12月31日)
コミットメントラインの総額	900,000千円
借入実行残高	700,000
差引額	200,000

なお、コミットメントライン契約の内訳は次のとおりです。コミットメントライン契約には財務制限条項が付されております。

(1) コミットメントライン契約(2020年9月)

相手先	株式会社埼玉りそな銀行
極度額	600,000千円
借入実行残高	400,000千円

- ① 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(2) コミットメントライン契約 (2020年11月)

相手先	株式会社みずほ銀行
極度額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円

- ① 各年度の決算期における単体の損益計算書及び連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)
給料手当	299,380千円
賞与引当金繰入額	9,913
広告宣伝費	96,509

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△6,462千円
組替調整額	7,476
税効果調整前合計	1,013
税効果額	344
その他の包括利益合計	668

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,200	—	—	20,200
合計	20,200	—	—	20,200

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	1,333,607千円
現金及び現金同等物	1,333,607

(リース取引関係)

当連結会計年度(2020年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払利息の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利での借入に切り替えることによりそのリスクを回避しております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2参照）。

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	1,333,607	1,333,607	—
(2)売掛金	84,275	84,275	—
(3)投資有価証券	13,220	13,220	—
資産計	1,431,103	1,431,103	—
(1)買掛金	196,830	196,830	—
(2)未払金	187,278	187,278	—
(3)長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,657,706	2,647,471	△10,234
負債計	3,041,815	3,031,581	△10,234

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

時価のある株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

当連結会計年度
(自 2020年6月1日
至 2020年12月31日)

関係会社株式	43,042千円
出資金	44,125

上記について、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,333,607	—	—	—
売掛金	84,275	—	—	—
合計	1,417,883	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	277,724	306,308	339,728	199,971	143,252	1,390,723
合計	277,724	306,308	339,728	199,971	143,252	1,390,723

（有価証券関係）

当連結会計年度（2020年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

当連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度
(2020年12月31日)

繰延税金資産	
賞与引当金	4,220千円
未払事業税	6,524
その他	9,428
繰延税金資産合計	20,173
繰延税金負債との相殺	△14,432
繰延税金資産の純額	5,740
繰延税金負債	
前払費用	16,205
その他	8,769
繰延税金負債合計	24,975
繰延税金資産との相殺	△14,432
繰延税金負債の純額	10,542

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.3%
住民税均等割	1.4
租税特別措置法上の税額控除	△4.1
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2

(資産除去債務関係)

当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年12月31日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
役員又はその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	レアルバリュー投資事業組合	東京都豊島区	5,950	資産管理	—	—	子会社株式の取得 (注)	25,650	—	—

(注) 取引金額は、当社子会社の純資産額を基礎として、両社協議の上で決定したものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
役員及び主要株主	高須俊久	—	—	当社取締役 会長	(被所有) 直接 5.0	当社の役員	土地の購入 (注2)	53,936	—	—
役員及び主要株主の近親者	高須芳子	—	—	—	—	当社の役員 の近親者	土地の購入 (注2)	31,078	—	—
役員又はその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 タカス	埼玉県 さいたま市	26,000	資産管理	—	—	土地の購入 (注2)	76,337	—	—
							土地の売却 (注2)	97,620	—	—
							経費の立替	2,039	未払金 (注3)	110,782

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 土地の購入及び土地の売却については、近隣の取引実勢を勘案したうえで協議し、決定しております。

(注3) 未払金の全額を精算し、2021年5月に解消しております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)	
1株当たり純資産額	446円95銭
1株当たり当期純利益	69円81銭

- (注) 1. 当社は、2021年11月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2020年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	141,006
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	141,006
普通株式の期中平均株式数(株)	2,020,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2021年11月15日開催の取締役会の決議に基づき、2021年12月1日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、2021年3月15日の定時株主総会において単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2021年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 1,999,800株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 2,020,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 8,000,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2021年12月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称：株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車

(2) 主要な非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称：レアル・バリュー株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

レアル・バリュー株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物：定額法を採用しております。

機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品：定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は現在も継続している一方で、ワクチン普及などにより徐々に正常化に向かうことが期待されます。今後の拡大・収束状況は依然として不透明であり、経済への影響の先行き見通しが難しい状況にあります。

当社グループは、当連結会計年度の下半期以降においても一定期間は事業活動への影響が継続するものの、連結会計年度末に向けて緩やかに収束するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。その結果、これらの会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性があるため、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	708,885千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
現金及び預金	10,005千円
建物及び構築物(純額)	81,577
土地	360,887
合計	452,470

担保付債務は、次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	92,864千円
長期借入金	610,094
合計	702,958

※3 非連結子会社に対するものは次のとおりであります

	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
関係会社株式	43,042千円

※4 コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
コミットメントラインの総額	900,000千円
借入実行残高	700,000
差引額	200,000

なお、コミットメントライン契約の内訳は次のとおりです。コミットメントライン契約には財務制限条項が付されております。

(1) コミットメントライン契約(2020年9月)

相手先	株式会社埼玉りそな銀行
極度額	600,000千円
借入実行残高	400,000千円

- ① 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(2) コミットメントライン契約 (2020年11月)

相手先	株式会社みずほ銀行
極度額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円

- ② 各年度の決算期における単体の損益計算書及び連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
給料手当	195,313千円
賞与引当金繰入額	30,881
広告宣伝費	79,445

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,200	—	—	20,200
合計	20,200	—	—	20,200

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	1,632,771千円
現金及び現金同等物	1,632,771

(リース取引関係)

当中間連結会計期間(2021年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

当中間連結会計期間(2021年6月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	1,632,771	1,632,771	—
(2)売掛金	89,069	89,069	—
(3)投資有価証券	29,761	29,761	—
資産計	1,751,601	1,751,601	—
(1)買掛金	124,894	124,894	—
(2)未払金	60,791	60,791	—
(3)短期借入金	115,562	115,562	—
(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,508,923	2,500,982	△7,941
負債計	2,810,172	2,802,231	△7,941

(注)1.金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

時価のある株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

当中間連結会計期間
(自 2021年1月1日
至 2021年6月30日)

関係会社株式	43,042千円
出資金	35,369

上記について、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

当中間連結会計期間(2021年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
1株当たり純資産額	557円87銭
1株当たり中間純利益	112円43銭

- (注) 1. 当社は、2021年11月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	227,110
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	227,110
普通株式の期中平均株式数(株)	2,020,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割について

2021年11月15日開催の取締役会の決議に基づき、2021年12月1日付で、以下のとおり株式分割を行っております。

(1)株式分割の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施しました。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2021年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 1,999,800株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 2,020,000株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 8,000,000株

⑤株式分割の効力発生日

2021年12月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	350,953	277,724	0.44	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	1,546,855	2,379,982	0.41	2022年～2035年
合計	1,897,808	2,657,706	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	306,308	339,728	199,971	143,252

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年6月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	当社所定の金額
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	当社所定の金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.wellbingroup.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年12月9日	玉置義議	東京都練馬区	特別利害関係者等	高須俊久	埼玉県さいたま市見沼区	特別利害関係者等	1,000	59,450	経営参画意識を促すため
2020年12月9日	玉置義議	東京都練馬区	特別利害関係者等	原敏昭	埼玉県羽生市	特別利害関係者等	500	59,450	経営参画意識を促すため

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度の末日（2020年12月31日）から起算して2年前の日（2019年1月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式もしくは新株予約権の譲受けもしくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
3. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
4. 2021年11月30日付で、当社普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
玉置 義議 (注) 1、2	東京都練馬区	1,730,000	85.64
板倉 公洋 (注) 2、3	東京都練馬区	120,000	5.94
高須 俊久 (注) 2、3	埼玉県さいたま市見沼区	100,000	4.95
原 敏昭 (注) 2、3	埼玉県羽生市	50,000	2.47
神杉 卓 (注) 2、4	埼玉県所沢市	20,000	0.99
計	—	2,020,000	100.0

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社の子会社役員)

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2022年1月12日

ウェルビングループ株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新聞 智之

業務執行社員 公認会計士

相羽 美香子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルビングループ株式会社の2020年6月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビングループ株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表

示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月12日

ウェルビングループ株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新開 智之

業務執行社員 公認会計士

相羽 美香子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルビングループ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウェルビングループ株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上